

## **令和6年度 和歌山県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いについて**

他の都道府県から和歌山県に入猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとする。

### **1 狩猟者登録申請書の提出先並びに狩猟者登録手数料等の納付先**

〒640-8281

和歌山市湊通丁南4丁目18 和歌山県林業会館 一般社団法人 和歌山県獵友会  
(電話: 073-436-0676 FAX: 073-488-2304)

○ 現金書留の場合

申請書の提出先と同じ

○ 銀行振込みの場合

紀陽銀行湊支店 一般社団法人和歌山県獵友会 普通預金口座 621526

### **2 提出書類**

- (1) 狩猟者登録申請書 1部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は都道府県獵友会長が原本と相違ないことを認めた狩猟免状の写し（当該登録年度に発行したものに限る） 1部
- (3) 当該年度の一般社団法人大日本獵友会の共済事業の被共済者であることの証明書又は損害保険会社の3,000万円以上の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書 1部
- (4) 写真 2枚  
ア 最近6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0cm、横の長さ2.4cmのもので裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの  
イ 獅猟免状の備考欄に眼鏡等使用の旨を記載された者の場合は、眼鏡等を使用して撮影した写真とすること
- (5) 獅猟税の減免措置を受ける場合に必要な提出書類等  
※次の3に掲げる対象者に該当する者に限る

### 3 狩猟税の軽減措置を受ける場合に必要な提出書類等

狩猟税の軽減措置の適用に際し、次の表の左欄に記載の登録する方の状況に応じて、同表の右欄に記載の書類を狩猟者登録申請書に添付して提出してください。

#### (課税免除)

| 登録する方の状況   | 添付書類  |
|--|---|
| ① 対象鳥獣捕獲員  | <ul style="list-style-type: none"><li>・和歌山県内の市町村が発行する、対象鳥獣捕獲員であることを証する書類</li></ul>  |
| ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者<br><br>狩猟者登録の申請前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として和歌山県内で従事実績がある場合 | <ul style="list-style-type: none"><li>・認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し</li><li>・認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書</li><li>・申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類（委託契約書の写し等）</li><li>・上記事業に従事した際の従事者証の写し</li></ul> |

#### (税率 2 分の 1 )

| 登録する方の状況   | 添付書類   |
|--|--|
| ③ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る捕獲をした者（注）        | <p>ア 許可証の報告欄に捕獲等の記載がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・許可証と報告欄の写し</li></ul> <p>イ 許可証の報告欄に捕獲等の記載がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・許可証の写し</li><li>・捕獲等内容届出書</li></ul> <p>ウ 許可証を返納等している場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣捕獲許可に係る従事証明書</li><li>・捕獲等内容届出書</li></ul> |
| ④ 狩猟者登録の申請前 1 年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲に従事した者（注） | <p>ア 従事者証を所持している場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・従事者証の写し</li><li>・捕獲等内容届出書</li></ul> <p>イ 従事者証を返納等している場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣捕獲許可に係る従事証明書</li><li>・捕獲等内容届出書</li></ul>  |

注) 管理以外の目的で許可を受けて捕獲を行った場合は軽減の対象とはならない。

#### 4 狩猟税、狩猟者登録手数料及び送料

(1) 狩猟税 … 上記③①②の対象者は課税免除

|   | 通常の税率    | 税率 1/2  |
|---|----------|---------|
| ① 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の②以外のもの   | 16,500 円 | 8,200 円 |
| ② 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族(地方税法第23条第1項第7号、同項第8号)に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者    | 11,000 円 | 5,500 円 |
| ③ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次の④以外のもの   | 8,200 円  | 4,100 円 |
| ④ 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族(地方税法第23条第1項第7号、同項第8号)に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 | 5,500 円  | 2,700 円 |
| ⑤ 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者   | 5,500 円  | 2,700 円 |

(2) 狩猟者登録手数料 1,800 円

(3) 郵送料 (返送料)

狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図等の送付は、料金着払いとしますので、お手元に届いた際にお支払いください。

ただし、個人の場合はレターパックでの発送も可能です。レターパックを希望する場合は、狩猟税と共に600円の納入が必要となります。

#### 5 申請書の受付期間

申請書の受付は、令和6年9月17日（火）から開始します。

ただし、10月8日（火）までに申請書が到着しないときは、初猟日までに登録証の交付ができないことがありますのでご了承ください。

#### 6 その他

- (1) 申請手続きは、できるだけ個人扱いを避け、猟友会等で取りまとめのうえ別記様式により一括申請してください。
- (2) 狩猟者登録証の当日発行は行いません。
- (3) 申請書に不備（記入漏れ、証明印漏れ等）があるものは、登録証の交付ができない場合がありますので、十分留意して提出してください。
- (4) 申請人は、連絡先の電話番号を必ず記入してください。